

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業建設部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所

〒410-1118 裾野市佐野1068番の2 TEL 055-994-1274 FAX055-994-1279 <http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

土地区画整理事業における 建物などの移転と補償の概要

裾野駅西土地区画整理事業では、昨年に引き続き宅地造成工事を実施します。移転契約を締結された権利者の方には建物等の移転工事を進めていただいております。

今号では、この移転補償費に係る事項及び施行地区内において家のリフォーム等を行う際の許可申請について説明させていただきます。

【移転及び補償の基本的な考え方】

当事業における建築物などの移転等は次の場合に実施できません。

- 仮換地指定を受けた場合。
- 換地を定めない土地において、換地処分の前にその使用収益を停止された場合。
- 公共施設工事を実施する場合。

※いずれの場合も、通常生ずべき補償金額により金銭補償され、移転は権利者ご本人で実施していただきます。

※建築物等の移転に際し、権利者が移転等する意思がない場合

や補償の協議が不成立の場合は、最終的に、市が移転等を実施（直接施行）します。

【建物の移転工法の概要】

建物を移転させる方法を「移転工法」といい、移転工法には、

- 除却工法 ● 改造工法 ● 曳家工法 ● 再築工法 ● 復元工法

の5種類があり、必要に応じて2以上の工法を併用する場合もあります。

※補償費を算定するための移転工法は、市が認定します。

※実際に移転する際には、建物所有者が工法を選択し、工事を実施していただきます。

施行地区内において家の リフォーム等を行う場合 にも許可申請が必要です

裾野駅西土地区画整理事業の施行地区内において、家のリフォーム等を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定により、許可申請が必要になります。

Q. どのようなときに申請が必要になりますか？

A. 次の場合に申請が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築若しくは増築

（家のリフォームや雨漏りの修繕等も対象になります。）

- 盛土、切土等による土地の区画形質の変更

● 移動の容易でない物件の設置又はたい積



Q. 申請は、どのようにしたらいいの？

A. 工事を行う前に必ず区画整理室（TEL 994-1274）にご相談ください。

仮換地の指定をされる前の土地・建物において申請をされる場合、許可に当たって条件が付される場合があります。

Q. 仮換地先が使用できるようになっても申請は必要ですか？

A. 仮換地先を使用することができるようになっても、実質的な制限はなくなりませんが、申請が必要になります。また、新たに建物を建てられる場合は都市計画法第58条の規定により地区計画の届出も必要になります。

裾野駅西地区整備事務所では、当事業について、随時相談業務を行っております。不明な点につきましては、お気軽に区画整理室までお問い合わせ下さい。